

県費負担教職員制度の見直し に係る税源移譲について

個人住民税の概要

令和3年度第1回
個人住民税検討会資料

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村(都道府県)に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税(所得割)への税源移譲を実施(約3兆円。平成19年度個人住民税から)
→5, 10, 13%の3段階から、10%(市町村:6%、都道府県4%)の比例税率へ移行

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

	税収	納税義務者数
個人住民税	約3,500億円	約6,400万人

※東日本大震災を教訓として、各地方団体が実施する防災施策に係る財源を確保するため、平成26年度から令和5年度分の標準税率が引き上げられている。

個人住民税

所得割 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

	税収	納税義務者数
個人住民税	約12兆5,200億円	約5,900万人
(参考)所得税	約19兆1,700億円	約5,500万人

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

利子割

配当割

株式等譲渡所得割

税率5% 税収 約3,000億円

- (注) 1. 税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)ともに令和元年度決算による。
2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「令和2年度市町村税課税状況等の調」による。
3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の1臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

県費負担教職員制度の見直しに係るこれまでの経緯

第4次分権一括法による事務移譲

・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）により、県費負担教職員の給与等の負担事務等が都道府県から指定都市へ移譲

・ 事務移譲は、平成29年4月1日に施行（※）

（※） 本年8月3日に施行日政令が公布

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○	→

財政措置のあり方に関する道府県・指定都市の合意（平成25年11月14日）

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意する。

（中略）

また、事務及び税源の移譲時期については、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

平成26年度 税制改正大綱(抄)（平成25年12月12日 自由民主党・公明党）

第二 平成26年度税制改正の具体的内容

II 年末での決定事項

一 個人所得課税 5 その他（地方税）〈個人住民税〉

(24) 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置として、個人住民税所得割2%の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。

県費負担教職員制度の見直しに係る税源移譲に関する地方団体の意見

指定都市市長会：平成29年度税制改正要望事項(平成28年10月)

県費負担教職員の給与負担事務の移譲と併せて個人住民税所得割2%の税源移譲を行うこと。

また、税源移譲が平年度化するまでの間、移譲されるべき税源に不足が生じないよう、地方税制上の措置を講ずること。

平成29年度与党税制改正大綱

第二 平成29年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

6 その他

(地方税)

〈個人住民税〉

(8) 県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴う指定都市所在道府県から指定都市への税源移譲

① 個人住民税所得割の標準税率等

イ 指定都市に住所を有する者について、個人住民税所得割の標準税率を次のように改める。

	現 行	改 正 案
道府県民税	4 %	2 %
市民税	6 %	8 %

ロ 指定都市に住所を有する者について、分離課税等に係る指定都市所在道府県分と指定都市分の税率割合（上場株式等に係る配当所得等の分離課税の税率等）及び税額控除の割合（寄附金税額控除の控除割合等）等を、原則として、税源移譲後の道府県民税（2%）と市民税（8%）の割合に合わせて改める。

(注) 上記イ及びロの改正は、平成30年度分以後の個人住民税について適用する。

ハ 平成30年度分個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、平成29年度の収入となる個人住民税（退職所得の分離課税に係る所得割を除く。）並びに平成30年度の収入となる個人住民税のうち給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成30年4月及び5月に支払われる給与等に係るものについて、指定都市所在道府県から指定都市へ税源移譲相当額を交付する。

② 退職所得の分離課税に係る所得割の税率に関する特例等

イ 退職所得の分離課税に係る所得割の税率については、①にかかわらず、当分の間、現行どおりとする。

ロ 指定都市に住所を有する者に係る道府県民税の税率2%相当分を、指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

(注) 交付金の対象は、平成29年4月1日以後に納期限の到来する退職所得の分離課税に係る所得割とする。

③ 個人の道府県民税に係る徴収金の指定都市所在道府県への払込みに関する経過措置

平成29年度以前に課した個人の道府県民税に係る徴収金を指定都市が指定都市所在道府県に払い込む際のおん分率について、平成30年4月から平成35年3月までの各月において指定都市が指定都市所在道府県に払い込む場合に限り、平成30年3月31日現在によって算定した平成29年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額と同年度の収入額となるべき個人の市民税の課税額の合計額の割合によって算定する経過措置を講ずる。

④ その他所要の措置を講ずる。

県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う試算

第30次地方制度調査会第33回専門小委員会(平成25年5月10日) 資料5の抜粋

県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う税源配分影響額の試算【(例1)住民税所得割の税源移譲の場合】

(億円)

指定都市	平成24年度 県費負担教職員分 指定都市需要額※	平成24年度課税データ (所得割)		【試算】県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う影響				
		市町村民税 6%	道府県民税 4%	道府県民税所得割 2%相当額	2%相当額を移譲した場合			
					過不足額	税により 措置される割合		
A	B	C	D	C÷2	E	D-A	F	D÷A
札幌市	499	889	593	296	▲ 203	59.4%		
仙台市	309	515	343	172	▲ 138	55.5%		
さいたま市	322	845	563	282	▲ 41	87.3%		
千葉市	277	614	409	205	▲ 72	73.9%		
横浜市	981	2,771	1,858	929	▲ 52	94.7%		
川崎市	361	1,095	734	367	7	101.8%		
相模原市	202	418	281	140	▲ 62	69.3%		
新潟市	245	376	251	125	▲ 119	51.2%		
静岡市	196	393	262	131	▲ 65	66.7%		
浜松市	246	434	289	145	▲ 102	58.7%		
名古屋市	611	1,441	1,011	505	▲ 106	82.7%		
京都市	410	763	508	254	▲ 156	62.0%		
大阪市	733	1,285	857	428	▲ 304	58.4%		
堺市	264	411	274	137	▲ 127	51.9%		
神戸市	440	876	584	292	▲ 147	66.5%		
岡山市	218	353	235	118	▲ 100	54.0%		
広島市	330	660	440	220	▲ 110	66.7%		
北九州市	286	438	292	146	▲ 140	51.0%		
福岡市	396	807	538	269	▲ 127	68.0%		
熊本市	239	328	218	109	▲ 130	45.6%		
政令市計	7,565	15,712	10,540	5,270	▲ 2,295	69.7%		

※ 県費負担教職員分政令市需要額＝都道府県基準財政需要額(小学校費・中学校費)×指定都市教職員／都道府県教職員
(標準法の規定により算定した教職員分のみであり、単独分は含まない)

県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

税源移譲の経緯

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）により、県費負担教職員の給与等の負担事務等が都道府県から指定都市へ移譲（平成29年4月1日施行）

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	

- 平成26年度税制改正大綱において、事務移譲にあわせて、個人住民税所得割の税率2%相当分を税源移譲することとされている。

税率の変更と新税率適用開始の時期等

- 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は2%（改正前4%）、市民税は8%（改正前6%）とする。
また、分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、この割合に合わせて改める。
- 新税率の適用開始時期は、指定都市の税務システムの改修（所得情報等の提供に係るシステム改修を含む。）や関係機関への周知に要する期間等を踏まえ、平成30年度分個人住民税からとする。
- 平成30年度分の個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、地方税法上の交付金を創設し、平成29年度及び平成30年度（※）の収入となる個人住民税所得割のうち税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

（※）給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成30年4月及び5月の給与等に係るもの

退職所得の分離課税に係る所得割の取扱い

- 退職所得の分離課税に係る所得割については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率変更をせず、地方税法上の交付金を創設し、退職所得に係る税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

「市町村民税所得割額」を利用している福祉・教育制度等に係る対応

「平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」(平成29年1月23日付事務連絡)

② 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

ウ 「市町村民税所得割額」を利用している福祉・教育制度等に係る対応

税源移譲後、各地方団体における「市町村民税所得割額」を給付の受給要件や利用者負担の決定等の基準として利用する福祉・教育制度等においては、指定都市と他の市町村で適用される税率が異なることとなることから、例えば、1月1日現在、指定都市に住所を有していた者が、転居等により指定都市以外の市町村で各制度を利用する場合、従前より当該市町村に住所を有している者と比較して、不公平な取扱いとならないよう、関係省庁における対応を踏まえ、社会福祉部局等と連携して条例等の改正や実務面での準備等の対応が必要となること。

また、各地方団体において独自に実施している制度においても、「市町村民税所得割額」を利用している場合は、社会福祉部局等と連携して、同様の対応を行うとともに、「市町村民税所得割額」とは異なる基準への変更について検討されたいこと。

<イメージ>

